

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険包括保険（鋼材） 手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00032 沿革（略） <u>令和4年3月30日 一部改正</u></p> <p>貿易一般保険包括保険（鋼材） 特約書の対象となる契約（以下「対象契約」という。）に係る申込みその他保険契約に関する手続については、次に定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険包括保険（鋼材） 手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00032 沿革（略）</p> <p>貿易一般保険包括保険（鋼材） 特約書の対象となる契約（以下「対象契約」という。）に係る申込みその他保険契約に関する手続については、次に定めるところによる。</p>	
<p>第1条（略）</p>	<p>第1条（略）</p>	
<p>（申込み）</p> <p>第2条 貿易一般保険包括保険（鋼材） 特約書（以下「特約書」という。）に基づき包括契約を締結した者（以下「保険契約者」という。）は、原則として、特約書に定められた期間ごとにかつ保険対象となるべき対象契約が締結された日の属する月の翌月の末日までに別紙様式第1 - 1による貿易一般保険包括保険（鋼材） 申込書（以下「申込書」という。）に対象契約の内容を添付し、日本貿易保険の本店に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>3 保険契約者は第1項、次条第1項（ただし書の規定によるものを除く。）、第4条第2項及び第7条（ただし書の規定によるものを除く。）に規定する手続きについて、電子メールを用いる場合は、日本貿易保険が別に定める方法によるものとする。なお、この方法を用いて手続きをする場合及び第23条に基づき手続きをする場合であって保険契約者が認める場合は、保険契約者に代わり被保険者が手続を行うことができるものとする。</p>	<p>（申込み）</p> <p>第2条 貿易一般保険包括保険（鋼材） 特約書（以下「特約書」という。）に基づき包括契約を締結した者（以下「保険契約者」という。）は、原則として、特約書に定められた期間ごとにかつ保険対象となるべき対象契約が締結された日の属する月の翌月の末日までに別紙様式第1 - 1による貿易一般保険包括保険（鋼材） 申込書（以下「申込書」という。）に対象契約の内容を添付し、日本貿易保険の本店に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>3 保険契約者は第1項、次条第1項（ただし書の規定によるものを除く。）、第4条第2項及び第7条（ただし書の規定によるものを除く。）に規定する手続きについて、電子メールを用いる場合は、日本貿易保険が別に定める方法によるものとする。なお、この方法を用いて手続きをする場合及び第24条に基づき手続きをする場合であって保険契約者が認める場合は、保険契約者に代わり被保険者が手続を行うことができるものとする。</p>	
<p>第3条～第22条（略）</p>	<p>第3条～第22条（略）</p>	
<p>（電子情報処理組織を使用した申込等）</p>	<p>（電子情報処理組織を使用した申込等）</p>	

新	旧	備考
<p>第23条 この細則に規定する<u>手続のうち、日本貿易保険が認めるものは、電子情報処理組織を使用して行うものとする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和4年4月11日から実施する。</u></p>	<p>第23条 この細則に規定する<u>手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定めるWEB申請サービスの利用について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00090）によるものとする。</u></p>	
別表1～別表5 （略）	別表1～別表5 （略）	